

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和3(2021)年10月13日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「本日から、新しい公安委員が加わり新体制となったので、よろしくお願ひしたい。

先週、強い地震があった後に岩手町で信号柱が折れ、警察署員が交通整理をしていたのを報道で見たという話をしたが、その後の報道で、実はあの信号柱は、耐用年数が過ぎていたと伝えられた。信号設備は道路交通法上、県公安委員会が設置、管理することとされている。もちろん、実際の事務は、県警察の担当課で行うこととされているとはいえ、信号柱が倒れたことで大きな被害が生じたならば、どうなったのだろうと考えた。公の設備、建物もそうであるが、破損あるいは倒壊した場合の損害賠償について、国家賠償法という法律に定めがあり、第2条には『道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責任に任ずる。』とされている。条文としては簡単なものであるが、これには、確立した大きな判例が2つある。1つは『設置または管理に瑕疵があるということは、その営造物が通常有すべき安全性を欠いている客観的状态を有する』というもの。もう1つの判例は『国又は地方公共団体の過失の有無を問わない』つまり、何ら地方公共団体や国に落ち度がなくても、責任を負うことがあるという判例である。設備は当然点検を行うわけだが、どんなにきちんと点検をしても、『通常有すべき安全性を欠いている』ことになれば責任が生じるというのが、国家賠償法2条の特徴になる。仮に今回、怪我をした人がいたらどうだっただろうと考えると、耐用年数を越えていたこともあり、安全性を欠いた状態だと、ほぼ間違いなく認定されると思われる。一方、今回のような場合には地震による不可抗力ではないかという考え方もあり、確かに地震や自然災害による不可抗力は免責とされる場合もある。しかし、地震の場合は、現在の裁判所において不可抗力と認められるのは震度6弱以上で、震度5強までは不可抗力とは認められない。少し厳しいような気もするが、裁判所の考え方は、そもそも日本は地震国であり震度5強程度は全国で年に何回も起こる可能性がある。すると、それを見越した安全性を備えた設備、或いは建物を設置するべきだという考えがどうやら根本にあると言われている。幸いにも今回は人的被害はなかったわけだが、設備の更新については今後も配意していかなければならない。もちろん予算が関係することであり難しい点もあるとは思いますが、

やはり県警察が管理する物については、計画的な更新を進めていっていただきたい。」旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 警察あて苦情の受理・処理状況について（令和3年8月末現在）

警察本部から、「警察あて苦情の受理・処理状況について、本年8月中の受理は7件で、内容は交通取締りに関するもの、事件・事故の捜査に関するもの及び相談対応に関するものなどで、受理態様は電話、来訪であった。8月中における処理は10件であった。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「公用車の走行については、これまでも何度か苦情の件で話題になっている。警察官になったばかりの若手には、まだ運転が上手ではない人もいないが、やはり交通ルールを守り範を示す立場だという自覚を忘れないでほしい。同乗する先輩や上司もきちんと指導するとか、若い警察官を守る配慮も必要だと思う。」

《 委員発言 》

「これも前に申し上げたと思うが、今は各個人がプライバシーを非常に尊重して、いきなり警察官が家に来ることに凄く抵抗がある方もいるし、『セールスマンお断り』などの貼り紙をしている家もある。また『不招請勧誘』と呼ばれる、突然訪れるような商売の仕方、昔でいえば押し売りとか訪問販売のような形を、法律として禁止すべきではないかという動きもある。もちろん、警察の職務上、自宅に伺うことが必要な場合ももちろんあるだろうし、緊急な場合もあると思うが、今回の場合は、事前に連絡を取ることができた事例ではないかと思う。こういう場合はやはり事前に連絡を取り、アポイントを取った上で訪問すべきだと思うので、もう既に警察署では指導しているようだが、県警察全体でも指導していただきたい。」

○ 第2四半期における監察の実施結果について

警察本部から、「本年7月1日から9月末までに、6警察署を対象とする業務・サービス監察を実施し、コロナ禍における職員間の相互認識やコミュニケーション向上のため、署員個々の顔写真とコメント入りの名簿を作成した取組を良好と認められる事項とした。指摘・指導事項は各署ともなかった。また、16警察署を対象とした当直体制勤務員の服装、携行品や拳銃、外部記録媒体の保管管理状況等を監察項目として、抜き打ちでの業務監察を、6月26日から9月4日までの間に実施した。当直責任者が庁舎敷地内車両の施錠状態や積載物を確認している点が良好と認められたものの、当直員の警察手帳や拳銃の不携帯、無線機を積載した公用車の無施錠や、デジタルカメラの記録媒体に保存した画像の未削除が散見されたことから、指摘事項とした。加えて、30交番、47駐在所を対象とした業務監察を、6月26日から9月30日までの間に抜き打ちで実施し、一見して装備品保管庫の存在が知られないような工夫や、視覚的に車両積載装備を識別できる工夫といった点が良好と認められたものの、計11項目の指摘・指導事項について、のべ30の交番・駐在所で指摘等を行った。また、各署ともコロナ禍で朝礼の回数を減らしているが、幹部からの指示事項について、駐在所勤務員に内容を質問したところ、伝達文書に目を通していない者も見られ

たことから、署長に対し、真に伝達の必要性がある情報は到達状況を確認するよう指導し、改善を図った。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「今回は指導事項が随分あり、驚きを感じた。拳銃の取り扱いや記録媒体の問題も各署それぞれが十分配慮して取り組んでいたのではないと思う。それが、交番や駐在所という、一人、二人体制の所で多く指摘されるのは、末端まで緊張感が伝わっていないのではないかと危惧している。交番や駐在所の勤務員が、耐刃防護衣の着装や拳銃の取扱が基本どおりになされていないとなると、過去に仙台や石川、大阪で発生した交番襲撃が当県で発生しないとはいえないわけであり、非常に身の安全を守る上で心配だと思う。組織として緩んでいるわけではないと思うが、もう少し、緊張感が末端まで行き届く配慮をしていただきたい。指示を出した側は出せばそれでいいかもしれないが、紙ベースで出した、出されたと言われても、見ていなければ何の指示も通らないわけであり、やはり、指示を徹底させる方法を考えていただきたい。たくさんの交番、駐在所の結果をまとめたので、これだけ多くなったのかもしれないが、この指導事項は今後、減らしていかなければならないと思う。」

《 委員発言 》

「各営業所を監査の結果によってランク付けしている会社もあるというが、各交番とか駐在所の監察結果について、同様のランク付けはあるのか。」

→本部発言

「そこまではしていない。」

《 委員発言 》

「今回は監察課で行った監察だが、各署では副署長や地域課長などのチェックは、どの程度の頻度で行われるものなのか。また、その頻度がコロナで少なくなったなどの影響はあるか。」

→本部発言

「基本的に、地域課長が巡視という形で各交番、駐在所を巡回し、回数についてはできるだけ多くということで指示しているが、その時々で行事で回数の多寡はある。また、各専務係の幹部が交番等に赴いた場合は、何かしらのチェックを行うと取り決めをしている署もある。コロナ禍ではむしろ、朝礼の回数が減った分、巡回は各署とも多くなっていると聞いている。」

《 委員発言 》

「今回は監察の結果がこのように出たが、やはり日頃の警察署幹部による巡回が大事だと思う。そこは各署に指示していただきたい。」

【交通部議題】

○ 交通死亡事故発生状況について【過去10年（H23～R 2）10月末と令和3年10月9日現在との比較検証】

警察本部から、「本年の10月9日現在の交通事故発生状況について、発生件数は1,116件で前年比120件の減少、死者数は24人で前年比9人の減少、傷者数は1,318人で前年比136人の減少と、発生件数、死者数、傷者数とも減少している。これらの減少については、

事故実態を踏まえた効果的な諸対策を推進し、関係機関団体の皆様と連携した街頭活動、報道各社のタイムリーで効果的な報道により、広く県民の交通安全意識を醸成した結果と考えている。交通死亡事故は減少傾向にあるものの、9月に4人、10月に入って9日までに4人の方が交通事故で亡くなるなど、交通死者数が急増していることから、過去10年間の10月末の交通死亡事故発生状況と本年10月9日までの交通死亡事故発生状況を比較、検証することとした。過去10年間と比較した月別の死者数では、本年は、9月は3.1ポイント、10月は3.6ポイント高い構成率となっている。また、時間帯別死亡事故発生件数についても、過去10年と比較して、本年は、11時に4件で16.7%、18時に3件で12.5%と、発生が多く見られる。一方で、類型別発生状況では、本年は、『人対車両』の事故の構成率は26.3ポイント減少し、8.3%の構成率となっており、『車両相互』『単独事故』の構成率はそれぞれ、45.8%に増加している。本年の事故類型の特徴としては、自転車走行車線を逸脱する正面衝突、車両単独工作物衝突、車両単独路外逸脱事故が、全体の50.0%を占めており、過去10年間の10月末構成率より12.0%高い状態となっている。死者の状態別では、本年の歩行者死者数は過去10年間と比較して大きく減少しているものの、自動車や自転車、自動二輪車、原動機付自転車等『運転中』の死者数は、過去10年間と比較して31.6%増加し、全体の83.3%を占めている。年齢別の交通事故死者数では、高齢者構成率は過去10年間と比較してわずかに高い62.5%であり、高齢死者構成率が高い状態は継続している。『秋の日はつるべ落とし』といわれ、日没時刻は、本日は17時00分だが来月末には16時12分となるなど、帰宅時間と日没時間が重なり交通事故の多発が懸念され、実際、過去10年間の9月から11月までの秋季の交通事故死者数は、年間交通事故死者の32.5%を占めている。今後の対策は、現在行っている、事故実態を踏まえた『レッドフラッシュ活動』やコンビニにおける駐留警戒など顕示効果の高い活動の徹底や、日没前後1時間の街頭活動の強化と高齢歩行者に対する声掛け・保護誘導活動の徹底、加えて歩行者が反射材を活用するように、広報啓発活動を進めながら、交通死亡事故抑止対策を強力に推進していきたい。」旨の報告があった。

○ ゾーン30における効果測定結果について

警察本部から、「生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域、いわゆるゾーンを定めて、最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、他の交通安全対策を組み合わせることで速度抑制を図っていく対策である。当県では平成24年から整備を行い、現在県内で34か所をゾーン30として整備されており、区域内の実勢速度について検証を行った。調査方法は8月16日から9月10日までの間、県内のゾーン30のうち18か所を対象に、小・中学生の登校日と登校日以外をそれぞれ朝夕2回、通過車両の速度を計測する方法で実施した。調査の結果、実勢速度の平均値は、30km/h規制から10km/h以上超過している状況であった。総じて、児童生徒の登校日の方が通過車両も多く実勢速度が低い傾向にあり、送迎の保護者による車両の交通量が増加し、実勢速度が抑えられている可能性は否定できない。また、実勢速度が45km/h以上の地区は7か所、登校日と登校日以外、朝夕に早い状況であった。これらの地域では早急に速度抑止対策が必要と認め、各署に対し街頭活動と取締りの強化について指示をしている。今回の調査はゾーン30の検証として、今後も継続して定期的にも実施していく。可搬式オービスの取締り実施状況について、従来

の方法では速度取締が困難とされていた生活道路や通学路での速度抑制対策として、県内では平成30年4月から運用開始し、本年4月からは県内で2台の運用を実施している。今回実勢速度調査を行った県内18か所における、ゾーン30規制導入前後の交通事故発生状況の推移について、導入開始前年は33件の事故件数であるところ、導入後は右肩下がりになっている。その効果がゾーン30によるものかという判断は中々難しいが、導入後は事故件数が減ったという事実は確認することができた。調査により、以前に委員から指摘があったとおり、ゾーン30の規制速度が守られず実勢速度は40km/hを超える現状が明らかになったことから、今後は引き続き可搬式オービスに併せて、朝夕の時間帯にはパトカー等での広報を行い、県警察として強力に取り組んでまいりたい。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「登校日の速度が若干抑えられているとのことだが、保護者の送迎が非常に大きな要因ではないかと思う。どの学校も、保護者が送迎するケースが多く、それで渋滞気味になり、速度が抑制されている状況が考えられる。学校周辺を『ゾーン30』と決めてもらおうと、保護者を中心に理解が深まることから、設定は大事だと思う。もう一つ心配なのは、登校日と登校日以外でスピードが変わるということ。登校日以外でも児童生徒が登校する場合があるわけであり、車で通行する人々が『今日は学校休みだな』とスピードを上げるような状況では、万が一のことも危惧される。ゾーン30と一緒に可搬式オービスでの取締が多く行われるようになれば、より一層、ゾーン30では速度を押さえようという気持ちになるのではないかと期待したい。」

《 委員発言 》

「説明のとおりに取り組んでいただきたいし、県警察の取組と両輪のような形で、以前に報告があった『ハンプ』等の設備の活用についても可能な限り取り組むよう、県警察から県の担当部局に働きかけていただきたい。岩手の場合は雪が降ると道路表示が見えなくなってしまうとよく言われるので、やはり視覚的に、ゾーン30だとはっきり運転手に分かってもらうための工夫を続けていただきたい。」

■個別会議

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 生活安全企画課

令和3年第3四半期における映像データの活用状況の報告

○ 監察課

監察課業務報告

○ 総務課

公安委員会あて文書2件の受理・処理の説明、決裁